

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○石油コンビナート等災害防止法による第二種事業所の指定の取消し... (防災消防課)	261
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正 (環境保全課)	261
○平成15年度狩猟免許試験の実施..... (自然環境課)	261
○平成15年度狩猟免許更新適正検査及び講習の実施..... (自然環境課)	263
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	265
○平成15年北海道保育士試験の実施の一部改正..... (地域福祉課)	265
○卸売業務の許可..... (地域産業課)	265
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	265
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	266
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	266
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の決定の一部改正..... (水産経営課)	266
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	284
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	284
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	284
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	284
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	285
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	285
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	286
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	286
○公有水面の埋立の承認の出願..... (砂防災課)	287

公 告

○公募型プロポーザルの実施..... (情報政策課)	288
○職務育成品種の品種登録..... (農産園芸課)	289

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	290
--------------------------------------	-----

支庁公告

○公募型プロポーザルの実施.....	290
--------------------	-----

道立衛生学院告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	292
○一般競争入札の実施.....	293

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	293
---------------------------------	-----

道警察本部告示

○パーキング・チケット発給設備の手数料の徴収事務の委託.....	294
----------------------------------	-----

告 示

北海道告示第775号

次の事業所に係る石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第5号の第二種事業所の指定を取り消す。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 石油コンビナート等特別防災区域名 | 室蘭地区 |
| 2 事業所の所在地及び名称 | 室蘭市仲町65番地の1
黒崎播磨株式会社室蘭石灰工場 |

北海道告示第776号

昭和48年北海道告示第642号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|-------------------------------|------|---------------------|
| 「広尾川上流(1)(西広尾川の広尾町上水道取水口から上流) | AA イ | を「広尾川(全域)AA イ」に改める。 |
| 広尾川上流(2)(東広尾川の全域) | A イ | |
| 広尾川中流(西広尾川の広尾町上水道取水口から西広尾橋まで) | A イ | |
| 広尾川下流(西広尾橋から下流) | B イ」 | |

北海道告示第777号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定による平成15年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成15年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 試験の種別 網・わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許試験
- 2 試験日時、試験地等
- (1) 第1回試験
- ア 試験日時 平成15年7月24日（木）午前9時から午後5時まで
- イ 試験地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
- ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- (2) 第2回試験
- ア 試験日時 平成15年8月24日（日）午前9時から午後5時まで
- イ 試験地 札幌市、函館市、旭川市、網走市及び釧路市
- ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- 3 試験科目及びその一部免除
- (1) 試験科目
適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。
- (2) 試験科目の一部免除
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条第1項第1号に該当する者については知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第2号に該当する者については同号の事由がやんだ日から起算して1箇月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り技能試験及び知識試験を免除する。
- 4 受験資格
北海道に住所を有する者であって、次のいずれの要件にも該当しない者
- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次に掲げるものにかかっている者
- ア 精神分裂病
- イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく

低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）

- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消された者は、その取消の日から3年を経過しない者
- 5 狩猟免許申請書等の提出先及び受付期間
- (1) 提出先 試験地に係る支庁の地域政策部環境生活課
- (2) 受付期間
- ア 第1回試験 平成15年6月25日（水）から7月9日（水）まで（送付の場合は、7月10日までに到着したものに限り受け付ける。）
- イ 第2回試験 平成15年7月28日（月）から8月11日（月）まで（送付の場合は、8月12日までに到着したものに限り受け付ける。）
- 6 狩猟免許申請手数料等
5,300円（試験科目の一部を免除された者にあつては、4,000円）に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付け、受験者の印章又は署名により消印すること。
- 7 提出書類
- (1) 狩猟免許申請書 1通
- (2) 4の(2)から(4)までの要件に該当しないことを証明する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。） 1通
- (3) 写真（免許申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.6センチメートル及び横2.4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの） 1葉
- (4) 試験結果通知書を送付するための返信用封筒（表面に郵便切手80円分又は送付に要する費用に相当する総務大臣が定める証票をはり付け、申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形のもの。ただし、郵送する場合で速達郵便を希望する場合には、更に郵便切手270円分をはり付けること。以下同じ。） 1通
- 8 受験票の交付
狩猟免許申請書を受理したときは、受験票を交付する。
なお、受験票の送付を希望する者は、7の提出書類と併せて返信用封筒を更に1通提出すること。
- 9 その他
狩猟免許申請書の用紙は、各支庁地域政策部環境生活課へ請求すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で請求する場合は、封筒の表左側に「狩猟免許申請用紙請求」と朱書するとともに、返信用封筒を同封すること。

北海道告示第778号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による平成15年度狩猟免許更新適性検査及び同条第4項の規定による講習を次のとおり実施する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

免許の種別	網・わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許	所	
支庁名	日 時 場		
石 狩	平成15年6月18日(水) 午前9時から	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	
	平成15年6月19日(木) 午前9時から	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	
	平成15年6月26日(木) 午前9時から	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	
	平成15年6月27日(金) 午前9時から	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	
	平成15年7月2日(水) 午後1時30分から	千歳市北栄2丁目2-11 千歳市民文化センター中ホール	
	平成15年7月4日(金) 午後1時30分から	江別市高砂町6番地 江別市民会館小ホール	
	平成15年9月5日(金) 午前9時から	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	
	渡 島	平成15年6月17日(火) 午後1時から	山越郡八雲町栄町13-1 八雲町総合保健福祉施設ふれあいホール
		平成15年6月22日(日) 午前9時から	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階講堂
		平成15年7月3日(木) 午後1時から	松前郡福島町字三岳32番3号 福島町福祉センター2階集会室
平成15年7月6日(日) 午前9時から		函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階講堂	
平成15年7月12日(土) 午前9時から	同		

檜 山	平成15年9月5日(金) 午前9時から	同
	平成15年6月26日(木) 午前9時から	檜山郡江差町字水堀28 江差町コミュニティーセンター水堀会館
	平成15年7月3日(木) 午前9時から	瀬棚郡今金町字今金68 今金町民センター
後 志	平成15年6月16日(月) 午後1時30分から	寿都郡寿都町湯別町下湯別461-1 寿都町農村活性化センター
	平成15年6月19日(木) 午後1時30分から	余市郡余市町大川町4丁目143 余市町中央公民館301号会議室
空 知	平成15年6月25日(水) 午後1時30分から	小樽市花園5丁目2番1号 小樽市公会堂大ホール
	平成15年6月27日(金) 午後1時30分から	岩内郡岩内町字万代51-7 岩内地方文化センター
	平成15年7月6日(日) 午後1時30分から	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎2階講堂
	平成15年6月18日(水) 午後1時30分から	砂川市西7条北4丁目1番1号 砂川総合福祉センター2階大集会室
上 川	平成15年6月19日(木) 午後1時30分から	滝川市新町3丁目6番44号 滝川市文化センター3階小ホール
	平成15年6月24日(火) 午後1時30分から	岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎4階講堂
	平成15年6月25日(水) 午後1時30分から	同
	平成15年6月26日(木) 午後1時30分から	深川市1条19番37号 深川市林業センター2階会議室
	平成15年7月1日(火) 午後1時30分から	美唄市西3条南3丁目6番2号 美唄市総合福祉センター2階研修室
	平成15年7月2日(水) 午後1時30分から	夕張郡栗山町中央2丁目1番地 くりやまカルチャープラザEki 2階研修室A
	平成15年7月3日(木) 午後1時30分から	夕張市清水沢宮前町1番地 夕張市清水沢地区公民館2階第2研修室
	平成15年6月13日(金) 午前9時30分から	富良野市弥生町1番1号 富良野市役所1階大会議室
	平成15年6月16日(月) 午前9時30分から	名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター多目的ホール
	平成15年6月17日(火) 午前9時30分から	士別市東6条4丁目1番地 士別市民文化センター研修室

	平成15年6月18日(水)	旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎講堂		平成15年6月20日(金)	苫小牧市末広町1丁目15番7号 苫小牧市勤労福祉センター
	午前9時から			午前10時から	
	平成15年9月5日(金)	同		平成15年6月23日(月)	登別市富士町7丁目33 登別市民会館
	午前9時から			午前10時から	
留 萌	平成15年6月5日(木)	天塩郡天塩町海岸通5丁目 天塩町社会福祉会館		平成15年6月25日(水)	勇払郡厚真町京町120番地 厚真町福祉センター
	午前9時から			午前10時から	
	平成15年6月12日(木)	苫前郡羽幌町南6条2丁目 羽幌町立中央公民館	日 高	平成15年6月29日(日)	浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎4階講堂
	午前9時から			午後1時から	
	平成15年6月22日(日)	留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎2階講堂		平成15年7月2日(水)	沙流郡平取町字振内28-11 振内町民センター
	午前9時から			午後1時から	
宗 谷	平成15年6月18日(水)	稚内市末広4丁目2番27号 宗谷支庁大会議室		平成15年7月4日(金)	沙流郡門別町字富川南1丁目9-1 門別町富川支所富川公会堂
	午前9時から			午後1時から	
	平成15年6月25日(水)	枝幸郡枝幸町本町 枝幸町コミュニティセンター		平成15年7月8日(火)	静内郡静内町古川町1丁目1-2 静内町公民館大集会室
	午前9時から			午後1時から	
網 走	平成15年6月17日(火)	網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎3階講堂		平成15年7月15日(火)	様似郡様似町大通1丁目21 様似町中央公民館文化ホール
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年6月18日(水)	北見市常盤町2丁目1-10 北見市民会館小ホール		平成15年7月27日(日)	浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎4階講堂
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年6月24日(火)	紋別郡遠軽町岩見通南2丁目2-15 遠軽町福祉センター4階1号青少年会議室	十 勝	平成15年6月17日(火)	河東郡士幌町字士幌幹線167 士幌町総合研修センター
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年6月27日(金)	網走郡美幌町字東2条北4丁目 美幌町民会館第2ホール		平成15年6月19日(木)	上川郡清水町南3条3丁目 清水町文化センター
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年7月1日(火)	紋別郡滝上町字栄町 滝上町文化センター第2研修室		平成15年6月20日(金)	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎3階講堂
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年7月2日(水)	北見市常盤町2丁目1-10 北見市民会館小ホール		平成15年6月24日(火)	足寄郡足寄町南1条5丁目 足寄町民センター
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年7月10日(木)	紋別市潮見町1丁目 紋別市民会館小ホール		平成15年6月26日(木)	中川郡池田町字西2条7丁目 池田町社会福祉センター
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年7月11日(金)	紋別郡上湧別町字中湧別3020番地1 上湧別町文化センターTOM視聴覚室		平成15年7月1日(火)	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎3階講堂
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年7月16日(水)	斜里郡斜里町本町4丁目 斜里町公民館ゆめホール知床会議室1		平成15年7月3日(木)	広尾郡大樹町栄通29番地 大樹町福祉センター
	午後1時から			午後1時から	
	平成15年9月5日(金)	網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎3階講堂		平成15年7月8日(火)	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎3階講堂
	午後1時から			午後1時から	
胆 振	平成15年6月16日(月)	室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館講堂	釧 路	平成15年6月12日(木)	阿寒郡阿寒町中央2丁目4-1 阿寒町公民館視聴覚室
	午前9時から			午前9時から	
	平成15年6月17日(火)	同		平成15年6月17日(火)	川上郡標茶町旭2丁目6-1 標茶町開発センター第2研修室
	午後1時から			午前9時から	

	平成15年6月19日(木) 午前9時30分から	川上郡弟子屈町中央2丁目3-1 弟子屈町役場3階委員会室
	平成15年6月22日(日) 午前10時から	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター多目的ホール
	平成15年6月26日(木) 午前9時から	厚岸郡厚岸町真栄町1条2-1 厚岸町役場2階大会議室
	平成15年7月1日(火) 午前9時から	白糠郡白糠町東3条南1丁目2-3 白糠町社会福祉センター大ホール
	平成15年9月5日(金) 午前9時から	釧路市幸町9丁目1番地 釧路市交流プラザさいわい大ホール
根室	平成15年6月16日(月) 午後1時から	根室市曙町1丁目40番地 根室市総合文化会館視聴覚室
	平成15年6月17日(火) 午後1時から	野付郡別海町別海常盤町280 別海町役場大会議室
	平成15年6月25日(水) 午後1時から	標津郡標津町1330番地の77 標津町生涯学習センター多目的ホール
	平成15年6月26日(木) 午前9時から	標津郡中標津町西5南11-5 根室地区農業共済組合中標津支所会議室

北海道告示第779号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年4月30日

興行の種類別	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事 高橋 はるみ 指定の範囲	北海道知事 高橋 はるみ 指定の理由
映画	全国未亡人連合 - 極楽あそび -	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	破廉恥町内会 - 主婦悶絶 -	同		
同	十八歳、制服の胸元	オーピー映画		
同	ケン パーク	クライドフィルムズ		
同	ばかのハコ船	ビターズ・エンド		
同	高校教師 - 引き裂かれた下着 -	新日本映像		

北海道告示第780号

平成15年北海道告示第725号（平成15年北海道保育士試験の実施）の一部を次のように改正する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

第3の(8)のアの項中「施設において」を「施設等において」に改め、「従事したもの」の次に「（ただし、(ウ)については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。）」を加え、同項(イ)の事項の次に次の1事項を加える。

(ウ) 家庭的保育事業（「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）に規定）

第3の(8)のイの項中「施設」を「施設等」に改め、「従事した者」の次に「（ただし、アの(ウ)については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。）」を加える。

北海道告示第781号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり卸売業務を許可した。

平成15年4月30日

許可年月日	卸 売 業 者		北海道知事 高橋 はるみ	
	名 称	住 所	卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部 類
平成15. 4. 18	旭一旭川地方卸売市場株式会社	旭川市流通団地1条2丁目	北見市公設地方卸売市場	青果部 水産物部 花き部

北海道告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成15. 4. 1	理 事	荒川 成夫	上川郡上川町字共進135番地
同	同	同	小西 優二	同 字東雲1508番地の1

就 任	平成15. 4. 1	理 事	野地 道博	上川郡上川町字菊水516番地
同	同	同	岸田 浩吉	同 字東雲1519番地の1
同	同	同	福島 光雄	同 字越路2151番地の1
同	同	監 事	溝口 久男	同 字共進114番地
同	同	同	佐藤 績	同 字東雲1501番地の1
退 任	同 15. 3.31	理 事	荒川 成夫	同 字共進135番地
同	同	同	小西 優二	同 字東雲1508番地の1
同	同	同	田村 勲	同 字東雲1537番地の1
同	同	同	野地 道博	同 字菊水516番地
同	同	同	福島 光雄	同 字越路2151番地の1
同	同	監 事	溝口 久男	同 字共進114番地
同	同	同	佐藤 績	同 字東雲1501番地の1

北海道告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15. 4.18	雨竜土地改良区
同	由仁土地改良区
同	南長沼土地改良区
同 15. 4.17	てしおがわ土地改良区

北海道告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成15年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
広尾町	新生	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	北海道十勝支庁
幕別町	西猿別	同	同

北海道告示第785号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成15年4月30日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1の事項(1)こんぶをとる漁業の表古部加入区の項中「（区域）木直漁業協同組合の地区のうち南茅部町字古部の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字古部の地域」に改め、同表木直加入区の項中「（区域）木直漁業協同組合の地区のうち南茅部町字木直の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字木直の地域」に改め、同表尾札部加入区の項中「（区域）尾札部漁業協同組合の地区」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字尾札部の地域」に改め、同表川汲加入区の項中「（区域）川汲漁業協同組合の地区」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字川汲の地域」に改め、同表安浦加入区の項中「（区域）安浦漁業協同組合の地区」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字安浦の地域」に改め、同表臼尻加入区の項中「（区域）臼尻漁業協同組合の地区」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字臼尻の地域」に改め、同表大船加入区の項中「（区域）大船漁業協同組合の地区」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字大船、字双見、字岩戸及び字豊崎の地域」に改め、同表小平加入区の項中「（区域）小平漁業協同組合の地区」を「（区域）新星マリン漁業協同組合の地区のうち、小平町の地域」に改め、同表留萌加入区の項中「（区域）留萌市漁業協同組合の地区」を「（区域）新星マリン漁業協同組合の地区のうち、留萌市の地域」に改め、同事項(2)わかめをとる漁業の表木直加入区の項中「（区域）南茅部町字木直及び字古部の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字木直及び字古部の地域」に改め、同表尾札部加入区の項中「（区域）南茅部町字尾札部の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字尾札部の地域」に改め、同表川汲加入区の項中「（区域）南茅部町字川汲の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字川汲の地域」に改め、同表安浦加入区の項中「（区域）南茅部町字安浦の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字安浦の地域」に改め、同表臼尻加入区の項中「（区域）南茅部町字豊崎及び字臼尻の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字臼尻の地域」に改め、同表大船加入区の項中「南茅部町字大船、字双見及び字岩戸の地域」を「（区域）南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字大船、字双見、字岩戸及び字豊崎の地域」に改め、同表小平加入区の項中「（区域）小平町の地域」を「（区域）新星マリン漁業協同組合の地区のうち、小平町の地域」に改め、同表留萌加入区の項中「（区域）留萌市の地域」を「（区域）新星マリン漁業協同組合の地区のうち、留萌市の地域」に改める。

2の事項を次のように改める。

2 法第104条第2号に掲げる漁業

- | | |
|--|--|
| <p>(区 域) (区 分)</p> <p>浜益区域 (浜益漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 小型漁船漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、漁業災害補償法施行令 (昭和39年政令第293号) 第6条第2号及び第3号に掲げる漁業以外の漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>2 秋さけ定置漁業 (漁業法 (昭和24年法律第267号) 第6条第3項に規定する定置漁業であって、秋さけを主たる漁獲物とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>3 小型定置漁業 (定置漁業であって、春さけ定置漁業 (漁業法第6条第3項に規定する定置漁業であって、春さけを主たる漁獲物とするものをいう。以下同じ。)、秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業 (漁業法第6条第3項に規定する定置漁業であって、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業以外のものをいう。以下同じ。)) 以外のものをいう。以下同じ。)</p> |
| <p>厚田区域 (厚田漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 小型漁船漁業</p> <p>2 秋さけ定置漁業</p> <p>3 小型定置漁業</p> |
| <p>石狩区域 (石狩漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 小型漁船漁業</p> <p>2 秋さけ定置漁業</p> <p>3 小型定置漁業</p> |
| <p>小樽区域 (小樽市漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>3 総トン数20トン以上の漁船によるえびかご漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業</p> <p>5 小型漁船漁業 (1に掲げる漁業以外の漁業をいう。)</p> |

- | | |
|----------------------------|---|
| <p>余市區 (余市郡漁業協同組合の地区)</p> | <p>6 秋さけ定置漁業</p> <p>7 小型定置漁業</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 (さけ、ます及びすけとうだら以外をとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業</p> <p>5 小型漁船漁業 (1に掲げる漁業以外の漁業をいう。)</p> <p>6 一般大型定置漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>7 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業</p> <p>8 小型定置漁業</p> |
| <p>古平区域 (古平漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>4 総トン数20トン以上の漁船によるえびかご漁業</p> <p>5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業</p> <p>6 小型漁船漁業 (1に掲げる漁業以外の漁業をいう。)</p> <p>7 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業</p> <p>8 小型定置漁業</p> |
| <p>美国区域 (美国町漁業協同組合の地区)</p> | <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> |

<p>積丹区域（積丹漁業協同組合の地区）</p>	<p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業 6 小型定置漁業</p>	<p>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業（はえ縄を使用して又は釣りによってさけ、ます、すけとうだら、いか、かつお及びまぐろ以外をとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。） 5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 6 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 7 秋さけ定置漁業 8 小型定置漁業</p>
<p>神恵内区域（神恵内村漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 3 小型漁船漁業 4 一般大型定置漁業及び小型定置漁業</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 5 秋さけ定置漁業、一般大型定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 6 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 7 小型定置漁業</p>
<p>盃区域（盃漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業並びに秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 3 小型定置漁業</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 一般大型定置漁業及び小型定置漁業</p>
<p>泊区域（泊村漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 4 小型定置漁業</p>	<p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 5 秋さけ定置漁業、一般大型定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 6 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 7 小型定置漁業</p>
<p>岩内区域（岩内郡漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業</p>	<p>島牧第一区域（島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字豊浦、字美川、字歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び字豊浜の地域） 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 2 小型漁船漁業 3 秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業を合わせ営む漁業並びに小型定置漁業 4 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業</p>
	<p>島牧第二区域（島牧漁業協同組合の地区のうち、島牧村字豊浦、字美川、字</p>	<p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業</p>

歌島、字本目、字折川、字港、字栄磯及び字豊浜を除く地域)	<ol style="list-style-type: none"> 2 小型漁船漁業 3 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 4 小型定置漁業 	のうち、熊石町の地域)	<ol style="list-style-type: none"> らはえ縄漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業
瀬棚区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、瀬棚町及び北檜山町の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 小型漁船漁業 (2 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業及び秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業 	乙部区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、乙部町の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 4 小型漁船漁業 (1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 3 小型漁船漁業 (4 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 4 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業及び秋さけ定置漁業 5 小型定置漁業
久遠区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、大成町字太田、字富磯、字上浦、字都、字本陣、字久遠及び字花歌の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 4 さけ・ますはえ縄を主とする小型漁船漁業 (総トン数10トン未満の漁船によりはえ縄を使用してさけ・ますをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。) 5 小型漁船漁業 (1 及び4 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 6 小型定置漁業 	江差区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、江差町の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 5 小型漁船漁業 (2 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 6 秋さけ定置漁業 7 小型定置漁業
貝取潤区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、大成町字宮野、字平浜、字貝取潤及び字長磯の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型漁船漁業 (2 に掲げる漁業以外の漁業をいう。) 2 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業及び小型定置漁業 3 秋さけ定置漁業 	上ノ国区域 (ひやま漁業協同組合の地区のうち、上ノ国町の地域)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 小型漁船漁業 (1 に掲げる漁業以外の漁業を
熊石区域 (ひやま漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだ 		

	いう。)		
	4 秋さけ定置漁業		
	5 小型定置漁業		
奥尻北区域（ひやま漁業協同組合の地区のうち、奥尻町字奥尻、字赤石、字宮津、字稲穂及び字球浦の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業	地区のうち、松前町字建石、字弁天、字愛宕、字大磯、字博多、字西館、字唐津、字松城、字神明、字福山、字豊岡、字月島、字東山、字朝日及び字上川の地域)	まき網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
	2 小型漁船漁業		3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	3 小型定置漁業		4 いか釣りを主とする小型漁船漁業
奥尻南区域（ひやま漁業協同組合の地区のうち、奥尻町字松江、字青苗、字米岡、字湯浜及び字富里の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業		5 小型漁船漁業（4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	2 小型漁船漁業		6 秋さけ定置漁業
	3 小型定置漁業		7 小型定置漁業
江良区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字神山、字原口、字白坂、字二越、字江良、字大津及び字大島の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業	大沢区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字大沢、字荒谷及び字白神の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
	2 いか釣りを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）		2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるまき網漁業
	3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		3 いか釣りを主とする小型漁船漁業
	4 小型定置漁業		4 小型漁船漁業（3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
清部区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字高野、字清部及び字小浜の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業	吉岡区域（福島吉岡漁業協同組合の地区のうち、福島町字宮歌、字豊浜、字吉岡、字館崎、字吉野及び字松浦の地域）	5 小型定置漁業 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるまき網漁業
	2 いか釣りを主とする小型漁船漁業		2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
	3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		3 いか釣りを主とする小型漁船漁業
	4 小型定置漁業		4 小型漁船漁業（3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
小島区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字茂草、字静浦、字赤神、字札前、字館浜及び字小島の地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業		5 小型定置漁業 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
	2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		2 いか釣りを主とする小型漁船漁業
	3 いか釣りを主とする小型漁船漁業		3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	4 小型漁船漁業（3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるまき網漁業及び秋さけ定置漁業
	5 小型定置漁業		
松前区域（松前さくら漁業協同組合の	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による		

知内区域（知内町漁業協同組合の地区）	5 小型定置漁業 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 いか釣りを主とする小型漁船漁業 3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 秋さけ定置漁業 5 小型定置漁業	のうち、函館市石崎町、中野町、赤坂町、豊原町、鶴野町及び白石町の地域）	2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業
木古内区域（木古内町漁業協同組合の地区）	1 いか釣りを主とする小型漁船漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 秋さけ定置漁業 4 小型定置漁業	戸井区域（戸井町漁業協同組合の地区）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業 3 小型漁船漁業 4 秋さけ定置漁業
当別区域（上磯はまなす漁業協同組合の地区のうち、上磯町字当別及び字三ツ石の地域）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業	東戸井区域（東戸井漁業協同組合の地区）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業 3 秋さけ定置漁業
茂辺地区区域（上磯はまなす漁業協同組合の地区のうち、上磯町字矢不來及び茂辺地の地域）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業	えさん区域（えさん漁業協同組合の地区）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業 3 秋さけ定置漁業
上磯区域（上磯町漁業協同組合の地区）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業	榎法華区域（榎法華漁業協同組合の地区）	1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 秋さけ定置漁業 4 一般大型定置漁業
函館区域（函館市漁業協同組合の地区のうち、函館市瀬戸川町、高松町、志海苔町、石崎町、中野町、赤坂町、豊原町、鶴野町及び白石町を除く地域）	1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業 3 秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業 4 小型定置漁業	木直区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字木直及び字古部の地域）	1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 一般大型定置漁業 4 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業
根崎区域（根崎漁業協同組合の地区）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業	尾札部区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字尾札部の地域）	1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業
宇賀区域（函館市漁業協同組合の地区のうち、函館市瀬戸川町、高松町及び志海苔町の地域）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業		
銭亀沢区域（銭亀沢漁業協同組合の地区）	1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業		
石崎区域（函館市漁業協同組合の地区）	1 小型漁船漁業		

<p>4 えびかごを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえびをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>5 小型漁船漁業（1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>6 一般大型定置漁業</p> <p>7 小型定置漁業</p>	<p>いか釣り漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業</p> <p>5 小型定置漁業</p>
<p>川汲区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字川汲の地域）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>3 一般大型定置漁業</p>	<p>砂原区域（砂原漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 一般大型定置漁業</p> <p>5 小型定置漁業</p>
<p>安浦区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字安浦の地域）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p>	<p>森区域（森漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 一般大型定置漁業</p> <p>5 小型定置漁業</p>
<p>臼尻区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字臼尻の地域）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>3 一般大型定置漁業</p>	<p>落部区域（落部漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業</p> <p>4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>5 秋さけ定置漁業</p> <p>6 小型定置漁業</p>
<p>大船区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字大船、字双見、字岩戸及び字豊崎の地域）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 秋さけ定置漁業、一般大型定置漁業及び小型定置漁業</p>	<p>八雲区域（八雲町漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p>
<p>鹿部区域（鹿部漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p>

長万部区域（長万部漁業協同組合の地区）	<ul style="list-style-type: none"> 3 秋さけ定置漁業 4 小型定置漁業 1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業 	
いぶり噴火湾区域（いぶり噴火湾漁業協同組合の地区）	<ul style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 秋さけ定置漁業 4 一般大型定置漁業及び小型定置漁業 	
室蘭区域（室蘭漁業協同組合の地区）	<ul style="list-style-type: none"> 1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 2 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 4 小型定置漁業 	<ul style="list-style-type: none"> 5 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）及びいか釣りを主とする小型漁船漁業 6 えびかごを主とする小型漁船漁業 7 小型漁船漁業（4から6まで及び8に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 8 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業
登別区域（登別漁業協同組合の地区）	<ul style="list-style-type: none"> 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 えびかごを主とする小型漁船漁業 4 小型漁船漁業（2、3及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 	<ul style="list-style-type: none"> 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業
虎杖浜区域（虎杖浜漁業協同組合の地区）	<ul style="list-style-type: none"> 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船による 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりけた網を使用してほっき貝をとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）であって、苫小牧漁業協同組合の地区の者が営む漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域（日本海の海域（北海道檜山郡と松前郡との最大潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。）を除く。）において流し網を使用してさけ又はますをとる
		<ul style="list-style-type: none"> 白老区域（白老漁業協同組合の地区） 苫小牧、厚真、鶴川区域（苫小牧漁業協同組合及び鶴川漁業協同組合の地区）

<p>ことを目的とする漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>4 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業</p> <p>5 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業</p> <p>6 小型漁船漁業であって、苫小牧漁業協同組合の地区の者が営む漁業（1、2、4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>7 小型漁船漁業であって、鶴川漁業協同組合の地区のうち、厚真町の地域の者が営む漁業（1、4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>8 小型漁船漁業であって、鶴川漁業協同組合の地区のうち、鶴川町の地域の者が営む漁業（1、4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>9 秋さけ定置漁業</p> <p>門別区域（門別町漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業</p> <p>2 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び春さけ定置漁業</p> <p>5 秋さけ定置漁業</p> <p>新冠区域（新冠漁業協同組合の地区）</p> <p>1 小型漁船漁業</p> <p>2 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>3 小型定置漁業</p> <p>静内区域（静内漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業</p> <p>2 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業</p> <p>3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>4 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>5 小型定置漁業</p> <p>三石区域（三石漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による</p>	<p>漁業</p> <p>2 小型漁船漁業</p> <p>3 春さけ定置漁業</p> <p>4 秋さけ定置漁業</p> <p>5 小型定置漁業</p> <p>荻伏区域（荻伏漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上の漁船による漁業（1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>3 小型漁船漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>5 春さけ定置漁業</p> <p>浦河地域（浦河漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業</p> <p>2 総トン数10トン以上の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>3 小型漁船漁業</p> <p>4 春さけ定置漁業</p> <p>5 秋さけ定置漁業</p> <p>6 小型定置漁業</p> <p>様似区域（様似漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業</p> <p>2 小型漁船漁業</p> <p>3 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>冬島区域（冬島漁業協同組合の地区）</p> <p>1 小型漁船漁業</p> <p>2 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業</p> <p>えりも区域（えりも町漁業協同組合の地区のうち、えりも町字庶野及び字目黒を除く地域）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業</p> <p>2 小型漁船漁業</p> <p>3 春さけ定置漁業</p> <p>4 秋さけ定置漁業</p> <p>庶野区域（庶野漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業</p> <p>2 小型漁船漁業</p>
---	--

広尾区域（広尾漁業協同組合の地区）

- 3 春さけ定置漁業
- 4 秋さけ定置漁業
- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業、総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業
- 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 5 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業
- 6 つぶ（えぞばい貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえぞばい貝をとることを主として営む漁業をいう。）
- 7 小型漁船漁業（3から6までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 8 春さけ定置漁業
- 9 秋さけ定置漁業
- 10 小型定置漁業

大樹区域（大樹漁業協同組合の地区）

- 1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業
- 2 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業
- 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 5 小型漁船漁業（4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 6 秋さけ定置漁業

大津区域（大津漁業協同組合の地区）

- 7 小型定置漁業
- 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 3 秋さけ定置漁業
- 4 小型定置漁業

白糠区域（白糠漁業協同組合の地区）

- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 3 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業
- 4 小型漁船漁業（2及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 5 春さけ定置漁業
- 6 秋さけ定置漁業
- 7 小型定置漁業

釧路区域（釧路市漁業協同組合の地区）

- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業及びえびけた網漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業
- 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業
- 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 5 ししゃもけた網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりけたを使用してししゃもをとることを主として営む漁業をいう。）
- 6 小型漁船漁業（1及び3から5までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 7 秋さけ定置漁業
- 8 小型定置漁業

釧路市東部区域（釧路市東部漁業協同組合の地区）

- 1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船による

<p>組合の地区)</p>	<p>かにかご漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業 4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 春さけ定置漁業 6 秋さけ定置漁業 7 小型定置漁業</p>	<p>びさけ・ます流し網を主とする小型漁船漁業 3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 春さけ定置漁業 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業</p>
<p>昆布森区域（昆布森漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 春さけ定置漁業 4 秋さけ定置漁業 5 小型定置漁業</p>	<p>浜中区域（浜中漁業協同組合の地区） 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業及び秋さけ定置漁業 6 春さけ定置漁業 7 小型定置漁業</p>
<p>厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業 2 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 5 さけ・ます流し網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。） 6 小型漁船漁業（4及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 7 秋さけ定置漁業 8 小型定置漁業</p>	<p>落石区域（落石漁業協同組合の地区） 1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業 2 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業 5 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 6 いか釣りを主とする小型漁船漁業 7 たこを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）</p>
<p>散布区域（散布漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 2 さけ・ますはえ縄を主とする小型漁船漁業及</p>	<p>8 小型漁船漁業（5から7までに掲げる漁業以外の漁業をいう。） 9 秋さけ定置漁業</p>

根室区域（根室漁業協同組合の地区）

10 小型定置漁業

- 1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 2 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 3 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業
- 4 総トン数20トン以上の漁船による一般刺し網漁業
- 5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業
- 6 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 7 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による

歯舞区域（歯舞漁業協同組合の地区）

一般釣り漁業

- 8 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 9 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業
- 10 いか釣りを主とする小型漁船漁業
- 11 小型漁船漁業（1、2及び8から10までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 12 秋さけ定置漁業
- 13 小型定置漁業
- 1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業、北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業及び北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 2 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
- 3 総トン数10トン以上の漁船による太平洋さけ

- ・ます流し網漁業
 - 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
 - 5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業
 - 6 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
 - 7 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業
 - 8 いか釣りを主とする小型漁船漁業
 - 9 たこを主とする小型漁船漁業
 - 10 小型漁船漁業（1、2及び6から9までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
 - 11 秋さけ定置漁業
 - 12 小型定置漁業
- 根室湾中部区域（根室湾中部漁業協同組合の地区）
- 1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業
 - 2 北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 3 北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 4 北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根室沖合造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 5 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度

- 40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（外海天然漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 6 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業
 - 7 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
 - 8 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
 - 9 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業
 - 10 いか釣りを主とする小型漁船漁業
 - 11 小型漁船漁業（2から5及び8から10までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
 - 12 秋さけ定置漁業
 - 13 小型定置漁業
- 別海区域（別海漁業協同組合の地区）
- 1 北緯43度39分東経145度09分の点、北緯43度42分東経145度15分の点、北緯43度40分東経145度19分の点、北緯43度37分東経145度15分の点及び北緯43度39分東経145度09分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（根海共第5号造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 2 北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業
 - 3 北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（巽沖造成漁

- 場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 4 北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(根室沖合造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 5 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(外海天然漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 6 秋さけ定置漁業
- 7 小型定置漁業
- 野付区域(野付漁業協同組合の地区)
- 1 北緯43度39分東経145度09分の点、北緯43度42分東経145度15分の点、北緯43度40分東経145度19分の点、北緯43度37分東経145度15分の点及び北緯43度39分東経145度09分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(根海共第5号造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 2 北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(29号外海造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 3 北緯43度36分東経145度21分の点、北緯43度36分東経145度25分の点、北緯43度33分東経145度28分の点、北緯43度29分東経145度26分の点及び北緯43度36分東経145度21分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(巽沖造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 4 北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度

- 26分東経145度25分の点、北緯43度26分東経145度34分の点、北緯43度22分東経145度34分の点及び北緯43度20分東経145度26分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(根室沖合造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 5 北緯43度37分東経145度16分の点、北緯43度40分東経145度20分の点、北緯43度38分東経145度23分の点、北緯43度36分東経145度19分の点及び北緯43度37分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(外海天然漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 6 北緯43度32分東経145度16分の点、北緯43度32分東経145度20分の点、北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度29分東経145度16分の点及び北緯43度32分東経145度16分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域(根海共第7号造成漁場)において操業するほたて貝けた網漁業
- 7 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 8 小型漁船漁業(1から7までに掲げる漁業以外の漁業をいう。)
- 9 秋さけ定置漁業
- 10 小型定置漁業
- 標津区域(標津漁業協同組合の地区)
- 1 秋さけ定置漁業
- 2 小型定置漁業
- 羅臼区域(羅臼漁業協同組合の地区)
- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業
- 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだらはえ縄漁業
- 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業

<p>ウトロ区域（ウトロ漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業 	<p>常呂郡区域（常呂漁業協同組合及び佐呂間漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1から3までに掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 6 秋さけ定置漁業 7 小型定置漁業
<p>斜里区域（斜里第一漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 	<p>湧別区域（湧別漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 秋さけ定置漁業 5 小型定置漁業
<p>網走区域（網走漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般釣り漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業 	<p>紋別区域（紋別漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業 2 ほたて貝けた網漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 小型漁船漁業（2及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 秋さけ定置漁業 6 小型定置漁業
<p>西網走区域（西網走漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 しじみ貝漁業（ジョレンによりしじみ貝をと 	<p>沙留区域（沙留漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほたて貝けた網漁業 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をい

	う。)		
	4 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	5 秋さけ定置漁業		4 秋さけ定置漁業
	6 小型定置漁業		5 小型定置漁業
雄武区域（雄武漁業協同組合の地区）	1 ほたて貝けた網漁業	宗谷区域（宗谷漁業協同組合の地区）	1 ほたて貝けた網漁業
	2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業		2 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業（刺し網を使用してかにをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）
	3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業
	4 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		4 小型漁船漁業（1から3までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	5 秋さけ定置漁業		5 秋さけ定置漁業
	6 小型定置漁業	声問区域（稚内漁業協同組合の地区のうち、稚内市大字声問村の地域）	1 小型漁船漁業
枝幸区域（枝幸漁業協同組合の地区）	1 ほたて貝けた網漁業		2 秋さけ定置漁業
	2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業	稚内区域（稚内漁業協同組合の地区のうち、稚内市大字声問村、大字抜海村及び天塩郡豊富町を除く地域）	3 小型定置漁業
	3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）		1 小型漁船漁業
	4 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）	抜海区域（稚内漁業協同組合の地区のうち、稚内市大字抜海村の地域）	2 秋さけ定置漁業
	5 秋さけ定置漁業		3 小型定置漁業
	6 小型定置漁業	豊富区域（稚内漁業協同組合の地区のうち、天塩郡豊富町の地域）	1 秋さけ定置漁業
頓別区域（頓別漁業協同組合の地区）	1 ほたて貝けた網漁業	赤岩区域（船泊漁業協同組合の地区のうち、礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ及び字ウエントマリの地域）	1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業
	2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業		2 たこを主とする小型漁船漁業
	3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）	高山区域（船泊漁業協同組合の地区のうち、礼文町大字船泊村字チイサントマリ、字タカヤマ及び字ホロトマリの地域）	3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	4 秋さけ定置漁業		1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業
	5 小型定置漁業		2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業
猿払区域（猿払村漁業協同組合の地区）	1 ほたて貝けた網漁業		3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
	2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業		

<p>船泊区域（船泊漁業協同組合の地区のうち、礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ、字ヲシヨonnaイ、字ハマナカ、字ホロナイホ、字ヲチャラセナイ、字シヨonnaイホ、字ヤンベヲマナイ、字ベシトカリ、字レタリヲタ、字シラハマ、字スコントマリ及び字レフタトマリの地域）</p>	<p>4 たこを主とする小型漁船漁業 5 小型漁船漁業（1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 たこを主とする小型漁船漁業 5 小型漁船漁業（1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p>
<p>鉄府区域（船泊漁業協同組合の地区のうち、礼文町大字船泊村字テフネク、字ニシウエントマリ及び字カムイアバトマリの地域）</p>	<p>1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業 2 たこを主とする小型漁船漁業 3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p>
<p>香深区域（香深漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 小型漁船漁業 4 小型定置漁業</p>
<p>鷺泊区域（鷺泊漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 小型定置漁業</p>
<p>鬼脇区域（鬼脇漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業 2 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 小型定置漁業</p>
	<p>仙法志区域（仙法志漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるまき網漁業 2 小型漁船漁業 3 小型定置漁業</p> <p>沓形区域（沓形漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるまき網漁業 2 総トン数10トン未満の漁船によるかに刺し網漁業 3 小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）</p> <p>天塩区域（天塩漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業（3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 えびけた網漁業及び秋さけ定置漁業 4 小型定置漁業</p> <p>遠別区域（遠別漁業協同組合の地区）</p> <p>1 小型漁船漁業 2 秋さけ定置漁業 3 小型定置漁業</p> <p>初山別区域（初山別漁業協同組合の地区）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業（3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 えびけた網漁業、秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業 4 小型定置漁業</p> <p>羽幌区域（羽幌町漁業協同組合の地区のうち、羽幌町大字天売及び大字焼尻を除く地域）</p> <p>1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 総トン数20トン以上の漁船によるえびかご漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 4 小型漁船漁業（5に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 えびけた網漁業及び秋さけ定置漁業</p>

天売区域（羽幌町漁業協同組合の地区のうち、羽幌町大字天売の地域）

- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 3 小型漁船漁業
- 4 小型定置漁業

焼尻区域（羽幌町漁業協同組合の地区のうち、羽幌町大字焼尻の地域）

- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 2 小型漁船漁業
- 3 小型定置漁業

苫前区域（苫前漁業協同組合の地区）

- 1 ぼたて貝けた網漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 3 えびけた網漁業及び総トン数10トン以上の漁船によるえびかご漁業
- 4 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 5 秋さけ定置漁業
- 6 小型定置漁業

小平区域（新星マリン漁業協同組合の地区のうち、小平町の地域）

- 1 小型漁船漁業
- 2 秋さけ定置漁業及び小型定置漁業

留萌区域（新星マリン漁業協同組合の地区のうち、留萌市の地域）

- 1 えびけた網漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 3 総トン数20トン以上の漁船によるえびかご漁業
- 4 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 5 秋さけ定置漁業
- 6 小型定置漁業

増毛区域（増毛漁業協同組合の地区）

- 1 えびけた網漁業
- 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 3 総トン数10トン以上の漁船によるえびかご漁業

- 4 小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 5 秋さけ定置漁業
- 6 小型定置漁業

3の事項を削り、4の事項(1)こんぶ養殖業の表日浦加入区の項中「日浦漁業協同組合の区域」を「えさん漁業協同組合の地区のうち、恵山町字日浦の区域」に改め、同表尻岸内加入区の項中「尻岸内漁業協同組合の区域」を「えさん漁業協同組合の地区のうち、恵山町字豊浦、字大澗、字中浜及び字女那川の区域」に改め、同表古武井加入区の項中「古武井漁業協同組合の区域」を「えさん漁業協同組合の地区のうち、恵山町字古武井、字日ノ浜及び字高岱の区域」に改め、同表恵山加入区の項中「恵山漁業協同組合の区域」を「えさん漁業協同組合の地区のうち、恵山町字恵山、字柏野及び字御崎の区域」に改め、同表木直加入区の項中「木直漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字木直及び字古部の区域」に改め、同表尾札部加入区の項中「尾札部漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字尾札部の区域」に改め、同表川汲加入区の項中「川汲漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字川汲の区域」に改め、同表安浦加入区の項中「安浦漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字安浦の区域」に改め、同表白尻加入区の項中「白尻漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字白尻の区域」に改め、同表大船加入区の項中「大船漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字大船、字双見、字岩戸及び字豊崎の区域」に改め、同事項(4)ぼたて貝養殖業の表安浦加入区の項中「安浦漁業協同組合の地域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字安浦の区域」に改め、同表大船加入区の項中「大船漁業協同組合の区域」を「南かやべ漁業協同組合の地区のうち、南茅部町字大船、字双見、字岩戸及び字豊崎の区域」に改め、同表豊浦加入区の項中「豊浦漁業協同組合の区域」を「いぶり噴火湾漁業協同組合の地区のうち、豊浦町の区域」に改め、同表虻田加入区の項中「虻田漁業協同組合の区域」を「いぶり噴火湾漁業協同組合の地区のうち、虻田町の区域」に改め、同表有珠加入区の項中「有珠漁業協同組合の区域」を「いぶり噴火湾漁業協同組合の地区のうち、伊達市有珠町、伊達市向有珠町及び伊達市南有珠町の区域」に改め、同表伊達加入区の項中「伊達漁業協同組合の区域」を「いぶり噴火湾漁業協同組合の地区のうち、豊浦町、虻田町、伊達市有珠町、伊達市向有珠町及び伊達市南有珠町を除く区域」に改め、同表網走加入区の項の次に次の1項を加える。

西網走加入区 西網走漁業協同組合の区域

4の事項(4)ぼたて貝養殖業の表鬼鹿加入区の項中「小平漁業協同組合のうち小平町字鬼鹿の区域」を「新星マリン漁業協同組合の地区のうち、小平町字鬼鹿の区域」に改め、同表白谷加入区の項中「小平漁業協同組合のうち小平町字白谷及び字豊平の区域」を「新星マリン

漁業協同組合の地区のうち、小平町字白谷及び字豊平の区域」に改める。

4の事項(4)ほたて貝養殖業の表の次に次の1表を加える。

(5) 特定かき養殖業

(加入区の名称)	(区 域)
寿都加入区	寿都町漁業協同組合の区域
ひやま加入区	ひやま漁業協同組合の区域
知内加入区	知内町漁業協同組合の区域
昆布森加入区	昆布森漁業協同組合の区域
厚岸加入区	厚岸漁業協同組合の区域
網走加入区	網走漁業協同組合の区域
常呂加入区	常呂漁業協同組合の区域
佐呂間加入区	佐呂間漁業協同組合の区域
湧別加入区	湧別漁業協同組合の区域

4の事項を3の事項とする。

北海道告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 室蘭市本輪西2丁目1の1・162の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3、4
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
本輪西2丁目1の1・3・4・162の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支

庁経済部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 松前郡松前町字大沢346の2（次の図に示す部分に限る。）、346、346の1
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 帯広市基松町915の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 排水路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第789号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 白糠郡白糠町庶路37の347、37の348
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため

北海道告示第790号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡大成町字富磯159の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、181の1・344の1・344の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
芦別砂川線	空知郡上砂川町字上砂川町198番4地先から空知郡上砂川町字鶉299番1地先まで		前	11.68mから19.55mまで	478.40m	—	北海道札幌土木現業所
			後	11.68mから19.55mまで	478.40m	—	
			後	12.65mから19.55mまで	477.59m	—	
学園新十津川停車場線	樺戸郡新十津川町字総進56番13地先から樺戸郡新十津川町字総進59番1地先まで		前	14.52mから21.53mまで	910.00m	—	同
			後	16.58mから27.75mまで	910.00m	—	

(3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町字幌毛志4の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

奈井江浦白線	空知郡奈井江町字奈井江1385番1地先から 樺戸郡浦白町字キナウスナイ197番455地先まで	前	10.00mから 57.00mまで	1,980.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	13.00mから 60.00mまで	1,960.00m	—	
		後	13.00mから 60.00mまで	1,960.00m	—	
寿都停車場線	寿都郡寿都町字新栄町50番1地先から 寿都郡寿都町字大磯町108番地先まで	前	9.00mから 11.00mまで	198.18m	一般国道229号にお ける14.20mの間	北海道小樽土木現業所
		後	17.40mから 21.00mまで	198.18m		
石勝高原幾寅線	勇払郡占冠村字下トマム国有林上川南部森林管理署事業区213 林班イ小班地先から空知郡南富良野町国有林上川南部森林管 理署事業区116林班口小班地先まで	前	9.00mから 10.50mまで	1,634.47m	—	北海道旭川土木現業所
		後	9.00mから 10.50mまで	1,634.47m	—	
		後	20.38mから 82.56mまで	1,498.95m	—	
天人峡美瑛線	上川郡美瑛町字ヨコウシ原野414番29地先から 上川郡美瑛町字ヨコウシ11875番地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	957.68m	—	同
		前	19.00mから 21.30mまで	957.66m	—	
		後	10.90mから 10.90mまで	957.68m	—	
	上川郡美瑛町字ヨコウシ709番10地先から 上川郡美瑛町字ヨコウシ710番27地先まで	後	19.00mから 21.30mまで	957.66m	—	
		前	10.90mから 10.90mまで	439.86m	—	
		後	19.28mから 21.74mまで	439.86m	—	

北海道告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の日 縦覧場所

道道線	深川豊里線	深川市音江町1丁目96番30地先から 深川市音江町1丁目78番4地先まで	平成15.4.30	北海道札幌 土木現業所
道道線	愛別当麻 旭川線	上川郡愛別町字愛別1042番1地先か ら上川郡愛別町字愛別1048番地先ま で	同	北海道旭川 土木現業所

北海道告示第793号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規

定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

今金町今金1急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	町	字	地番	標柱番号
瀬棚郡	今金町	今金	264番	1、2、3、4、5
同	同	同	263番5	6、10
同	同	御影	28番	7、8
同	同	今金	262番	9
同	同	同	263番1	11
同	同	同	263番2	12、13、14
同	同	同	263番3	15

北海道告示第794号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 出願の年月日 平成14年12月16日

2 出願のあった国の官庁

- (1) 名称 北海道開発局函館開発建設部
- (2) 住所 函館市大川町1番27号
- (3) 代表者の氏名 函館開発建設部長 小泉 信男

3 埋立区域

- (1) 位置 瀬棚郡北檜山町字新成国有林412林班い小班地先の公有水面
- (2) 区域 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 2級基準点No.4 (X = -187,476.037、Y = -39,644.364) から方向角14度40分59秒の方向311.28mの地点

- ②の地点 ①の地点から方向角193度32分30秒の方向21.19mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角193度58分43秒の方向20.41mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角191度07分17秒の方向40.79mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角187度57分12秒の方向40.50mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角186度32分12秒の方向40.11mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角185度54分54秒の方向40.26mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角207度52分29秒の方向43.08mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角52度54分40秒の方向11.51mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角35度42分28秒の方向29.16mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角30度34分43秒の方向27.99mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角2度27分08秒の方向25.24mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角3度26分46秒の方向22.79mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角357度37分57秒の方向20.58mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角12度29分07秒の方向54.12mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角8度09分59秒の方向42.87mの地点

(3) 面積 3,130.23m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 瀬棚郡北檜山町字新成国有林412林班い小班地先

(2) 区域 次の①の地点と⑰の地点とを結んだ線、⑰の地点から⑲の地点までを順次に結んだ線、⑲の地点と⑳の地点とを結んだ線、⑳の地点と㉑の地点とを結んだ線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉒の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ①の地点 2級基準点No.4 (X = -187,476.037、Y = -39,644.364) から方向角14度40分59秒の方向311.28mの地点
- ⑰の地点 ①の地点から方向角322度28分09秒の方向11.10mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から方向角219度21分55秒の方向8.50mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から方向角196度22分26秒の方向40.44mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角190度31分09秒の方向45.46mの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から方向角186度24分33秒の方向36.73mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から方向角186度29分12秒の方向38.95mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から方向角188度18分52秒の方向48.41mの地点
- ⑧の地点 ㉓の地点から方向角188度06分58秒の方向34.50mの地点
- ㉔の地点 ⑧の地点から方向角224度28分46秒の方向14.79mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から方向角203度55分55秒の方向44.18mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から方向角137度24分57秒の方向28.68mの地点

②7の地点	②6の地点から方向角121度17分59秒の方向30.12mの地点
②8の地点	②7の地点から方向角119度36分03秒の方向20.59mの地点
②9の地点	②8の地点から方向角90度23分09秒の方向15.00mの地点
③0の地点	②9の地点から方向角0度43分37秒の方向19.70mの地点
③1の地点	③0の地点から方向角271度06分27秒の方向15.00mの地点
③2の地点	③1の地点から方向角1度53分44秒の方向44.74mの地点
③3の地点	③2の地点から方向角29度49分23秒の方向22.20mの地点
③4の地点	③3の地点から方向角3度49分14秒の方向23.71mの地点
③5の地点	③4の地点から方向角5度26分59秒の方向65.28mの地点
③6の地点	③5の地点から方向角57度34分10秒の方向7.57mの地点
③7の地点	③6の地点から方向角357度50分39秒の方向30.04mの地点
③8の地点	③7の地点から方向角359度24分18秒の方向15.41mの地点
③9の地点	③8の地点から方向角18度50分34秒の方向24.92mの地点
④0の地点	③9の地点から方向角344度57分20秒の方向21.23mの地点
④1の地点	④0の地点から方向角12度21分29秒の方向34.53mの地点
④2の地点	④1の地点から方向角61度10分02秒の方向13.77mの地点
④3の地点	④2の地点から方向角356度45分08秒の方向17.30mの地点
④4の地点	④3の地点から方向角78度57分41秒の方向6.21mの地点
④5の地点	④4の地点から方向角62度29分18秒の方向22.69mの地点
④6の地点	④5の地点から方向角353度51分47秒の方向20.86mの地点
④7の地点	④6の地点から方向角333度31分59秒の方向36.30mの地点
④8の地点	④7の地点から方向角243度41分38秒の方向29.90mの地点
④9の地点	④8の地点から方向角186度29分40秒の方向20.51mの地点
(3) 面積	18,099.54m ²
5 埋立地の用途	道路用地

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
 平成15年4月30日
 北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業 務 名 地域ITリーダー育成事業「地域ITリーダー研修業務」
 (2) 業務内容 地域ITリーダー研修業務を委託する。
 (3) 履行期限 平成16年3月31日（水）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。
 エ 道税を滞納している者でないこと。

(2) プロポーザルの審査の考え方

ア 提案者の実力
 イ 総合的な考え方
 ウ 講習カリキュラムの優位性
 エ 講習前・講習後の対応
 オ 雇用条件の適合性

3 手続等

(1) 担当部課
 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合企画部IT推進室情報政策課
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 223
 ファクシミリ 011 - 232 - 3962
 E-mail sogo.joho2@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 平成15年4月30日（水）から5月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
 イ 交付方法 直接交付又は北海道のホームページ（総合企画部IT推進室）（アドレス <http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-jkkku/index.htm>）への掲示による。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月12日（月）午後5時
 イ 提出場所 提出場所は、(1)に同じ。
 ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月23日（金）午後5時
 イ 提出場所 提出場所は、(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

詳細は、プロポーザル説明書によること。

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。

平成15年4月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 品種登録番号及び登録年月日

第11231号 平成15年3月26日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

稲「ほしたろう」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「上育418号」を母、「空育150号」を父として人工交配した雑種後代から選抜固定されたものである。

草型は穂数型、稈長はやや短、稈の細太はやや細、稈の剛柔は中、葉身毛茸の多少は中、止葉直立程度は立である。穂長はやや短、穂数は多、粒着密度は中、穎毛の多少は中、穎色は黄白、ふ先色は黄白～黄、芒の多少は稀で、芒長は短である。玄米の粒形はやや細で、玄米の大小はやや大、粒重はやや大、見かけの品質は上下、光沢はやや大、食味は上下である。出穂期は中生の早、成熟期は早生の晩、障害型耐冷性は強、出穂遅延型耐冷性は中、耐倒伏性は中、脱粒性は難、収量性は中、いもち病抵抗性遺伝子はPi-a,i,kを持つと推定され、葉いもち抵抗性はやや弱、穂いもち抵抗性は中である。

「あきほ」と比較して、稈長がやや短いこと、穂数が多いこと、玄米収量が多いこと、粒長が長いこと、千粒重が重いこと、食味が優ることなどで区別性が認められる。

「きらら397」と比較して、穂長がやや短いこと、穂数が多いこと、成熟期が早いこと、障害型耐冷性が強いこと、食味がやや優ることなどで区別性が認められる。

(4) 育成者権の存続期間

20年

2(1) 品種登録番号及び登録年月日

第11237号 平成15年3月26日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

小麦「きたもえ」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「59045」（後の「ホクシン」）に「北系1354」を交配し、その雑種後代から育成された固定品種であり、小麦縮萎縮病抵抗性、耐穂発芽性に優れ、ゆでめん

の粘弾性はやや劣るがめんの色が優れる品種である。

叢性は直立、株の開閉は閉、稈長はやや短、稈の細太は中、稈のワックスの多少は少、葉色はやや淡、葉身の下垂度は中である。穂型は棒状、穂長はやや短、粒着は密、芒はなく、ふの色は淡黄である。粒形は中、粒の大小はやや大、粒色は黄褐、千粒重はやや大、容積重は中、原麦粒の見かけの品質は中上である。

播性はⅥ、出穂期、成熟期はやや早、耐倒伏性は強、耐寒性は中、耐雪性はやや強、縮萎縮病抵抗性はやや強、赤かび病抵抗性は中、赤さび病抵抗性はやや弱、うどんこ病抵抗性はやや強である、穂発芽性はやや難、収量性はやや多である。

粒の硬軟は軟、粉質は粉状質、製粉歩留は中、ミリングスコアはやや高、60パーセント粉の粗たんぱく質含量は少、粉の明度は高、粉の赤みはかなり低である。ファリノグラムの吸水率、パロリメーターバリュースは低、生地力の程度はやや小、伸長抵抗、伸長度、形状係数とも中である。アミログラムの最高粘度はやや大、製めん適性は、「ホクシン」と比較して色は優れるが粘弾性はやや劣る。

「ホクシン」に比べ葉身の下垂度が小さく、穂長が短く、小麦縮萎縮病抵抗性が強く、耐穂発芽性が優れ、粉の赤みが低いこと等で区別性が認められる。

(4) 育成者権の存続期間

20年

3(1) 品種登録番号及び登録年月日

第11238号 平成15年3月26日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称

小麦「はるひので」

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「北系春575」（後の「春のあけぼの」）に「北系春533」を交配し、その雑種後代から育成された固定品種であり、赤かび病抵抗性、製パン適性が優れる品種である。

株の開閉は閉、鞘葉の色は有し、稈の細太は中、稈の剛柔はやや剛、葉色はやや濃、葉身の下垂度は小、稈長はやや短、稈のワックスは無、葯の色は紫である。穂型は紡錘、穂長は中、粒着はやや密、芒は多で、長い、ふ色は黄、ふ毛は無い。粒の形は中、粒大、千粒重はかなり大、粒色は赤褐である、粒の黒目の有無と多少は中、容積重は中、原麦粒の見かけの品質は上下である。

播性はⅠ、出穂期、成熟期は中、赤かび病抵抗性は中、うどんこ病抵抗性はやや弱、赤さび病抵抗性は中、穂発芽性はやや難、耐倒伏性は強、収量性は多である。

粒の硬軟はやや硬、粒質は硝子質、60パーセント粉粗たんぱく含有率は多である。製粉歩留は中、ミリングスコアはやや高、ファリノグラムの吸水率は高、パロリメーター

バリューは高、生地の力の程度は大、伸長抵抗は強、伸長度は中、形状係数は大である。
アミログラムの最高粘度は中、製パン適性は「ハルユタカ」より優れる。

「ハルユタカ」と比較して、^{しょうよう}韃葉の色を有し、葯の色が紫で、赤かび病抵抗性が優
れ、粒は大きく、ファリノグラムの吸水率が高いこと等から区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第10号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸
金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成15年4月30日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- 1(1) 住 所 札幌市厚別区厚別東1条3丁目1番8号
グランドアベニュー新札幌302号
- (2) 商号又は名称 西友クレジット
- (3) 氏 名 川島 孝博
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02563号
- (5) 登録取消年月日 平成15年4月17日
- 2(1) 住 所 札幌市中央区南1条西8丁目20 - 1
ライオンズマンション大通公園303号
- (2) 商号又は名称 ヴァックアップ
- (3) 氏 名 佐藤 良一
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02430号
- (5) 登録取消年月日 平成15年4月17日
- 3(1) 住 所 札幌市中央区南17条西10丁目2 - 1
ショパンシャトー17 101号
- (2) 商号又は名称 マネーサプライ埼玉
- (3) 氏 名 千葉 孝
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02481号
- (5) 登録取消年月日 平成15年4月17日

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年4月30日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

1(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
空知地域炭鉱ヒストリー情報保存整備（記録集作成）業務
- イ 業務内容 炭鉱の歴史を後世に伝え、観光や教育などに活用するとともに、特
色ある地域づくり活動に活かしていくため、空知地域の炭鉱の歴史・
文化に関する情報（映像、写真・資料等）を調査・収集・聞き取りを
行い、その情報を系統的に組み合わせた記録集（炭鉱唄CDを含
む。）を作成する。

ウ 履行期限 平成16年3月17日

(2) 参加資格及び特定基準

ア プロポーザルの提出者に要求される資格

- (ア) 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
- (イ) 平成15年4月29日の直前の納入期限までの道税を滞納していない法人であること。
- (ウ) a 地域資源を活用した地域づくりについての調査・計画・実施業務を契約・履行
した実績があること。
b 出版業務や印刷物作成に精通し、その企画から完成まで一貫して担った実績が
あること。
c 地域づくりと市民活動及び出版業務に関する十分な知識と経験を有する法人で
あること。
- (エ) 業務の実績に伴う総事業費（消費税相当額は控除）に占める人件費割合が、おお
むね80パーセント以上確保できること。
- (オ) 業務の実施に伴う全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75
パーセント以上であって、新規雇用の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね
45日以上あること。

イ プロポーザルの特定基準

- (ア) 業務処理体制
実施体制が適切であること。
- (イ) 基礎調査の実施方法及び分析・分類方法
a 実施方法が適切であること。

- b 分析・分類方法が適切であること。
- (ウ) 聞き取り調査
 - a 実施方法が適切であること。
 - b 調査内容・項目が適切であること。
- (エ) 記録集に掲載する写真・資料等
 - a 収集方法・出所の確認が適切であること。
 - b 著作権の整理が適切であること。
- (オ) 記録集作成
 - a 助言を受けようとする炭鉱の歴史、地域づくり等の有識者の構成が適切であること。
 - b 作成内容及びレイアウトイメージが適切であること。
- (カ) 業務処理スケジュール
 - 実施スケジュールが適切であること。

2(1) 業務概要

- ア 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
空知地域炭鉱ヒストリー情報保存整備（DVD制作）業務
- イ 業務内容 炭鉱の歴史を後世に伝え、観光や教育などに活用するとともに、特色ある地域づくり活動に活かしていくため、空知地域の炭鉱の歴史・文化を伝える炭鉱の概要、まちの様子、仕事・暮らし、祭・唄・遊びなど様々な映像素材（8ミリ、9.5ミリ、16ミリなどのフィルムやビデオ）を系統的に組み合わせたDVDを制作する。
- ウ 履行期限 平成16年3月17日

(2) 参加資格及び特定基準

- ア プロポーザルの提出者に要求される資格
 - (ア) 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
 - (イ) 平成15年4月29日の直前の納入期限までの道税を滞納していない法人であること。
 - (ウ) 映像の撮影・制作の経験を有し、かつ、炭鉱等の映像素材を保有し又は収集できるとともに、新規に撮影できる法人であること。
 - (エ) 様々な映像素材（8ミリ、9.5ミリ、16ミリなどのフィルムやビデオ）を用いてDVD制作のための技術と経験を有する法人であること。
 - (オ) 業務の実績に伴う総事業費（消費税相当額は控除）に占める人件費割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。
 - (カ) 業務の実施に伴う全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上であって、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね

45日以上あること。

イ プロポーザルの特定基準

- (ア) 業務処理体制
 - 実施体制が適切であること。
- (イ) 既存の映像素材の分類・整理及び新規撮影
 - a 分類・整理区分が適切であること。
 - b 新規撮影の方法が適切であること。
 - c 著作権の整理が適切であること。
- (ウ) DVD制作
 - a 様々な映像素材（8ミリ、9.5ミリ、16ミリなどのフィルムやビデオ）を用いてDVD制作のための技術が適切であること。
 - b 助言を受けようとする炭鉱の歴史、地域づくり等の有識者の構成が適切であること。
 - c 制作内容及びレイアウトイメージが適切であること。
- (エ) 業務スケジュール
 - 実施スケジュールが適切であること。

3 手続等

- (1) 担当部局
 - 郵便番号 068 - 8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
 - 北海道空知支庁地域政策部地域政策課主査（産炭地振興）
 - 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2174
 - ファクシミリ 0126 - 25 - 8144
- (2) 説明書の交付期間及び場所
 - 交付期間 平成15年4月30日（水）から5月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）
- (3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 平成15年5月12日（月）午後5時
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
- (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 平成15年5月19日（月）午後5時
 - イ 提出場所 (1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (4) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

道 立 衛 生 学 院 告 示

北海道立衛生学院告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年4月30日

北海道立衛生学院長 小 山 隆 三

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において北海道立衛生学院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年4月30日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生学院電話交換機賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道立衛生学院電話交換機賃貸借契約（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電話交換機

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年4月30日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年4月30日（水）から5月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第165号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立衛生学院総務課
- イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立衛生学院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年4月30日

北海道立衛生学院長 小山 隆 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

北海道立衛生学院電話交換機 一台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借上期間 平成15年6月15日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年6月14日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所 北海道立衛生学院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立衛生学院告示第7号に規定する北海道立衛生学院電話交換機賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院1階大会議室

(2) 入札日時 平成15年5月15日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格単価の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を要しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立衛生学院総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

(4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第55号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年4月30日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永 井 信

指定老人ホームの項中 「特別養護老人ホーム 同 恵山町字柏野117 59
恵楽園

. 6.15
」を削る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第57号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、パーキング・チケット発給設備の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成15年4月30日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 受託者の名称 財団法人北海道交通安全協会
- 2 所 在 地 札幌市中央区北1条西9丁目